

弊社が所有する「常総市若宮戸ソーラー発電所」と、 鬼怒川氾濫に関する報道について（ご報告）

このたびの豪雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

現在、インターネット等では、この度の鬼怒川氾濫の原因は、川沿いにあった自然堤防を弊社が事業用地の開発の為に切り崩したことから起こったとする事実とは異なる情報が散見されております。また、各メディアの報道につきましても、この氾濫の原因の一つに、弊社の社名の記載は無いまでも、「ソーラー発電事業者が『自然堤防』を切り崩したからではないか」との記事も見受けられる様になり、この二つの情報から、弊社があたかもその原因を作ったかの様な誤解を与えているのではないかと考えるに至り、この事実とは異なる、又は誤解を生む情報に対し、今般、弊社の見解を、皆様へご報告させていただくことと致しました。

インターネット等で記載されている「当該堤防とされている丘陵部分」を削る行為については弊社並びに同グループ会社は一切関与しておらず、「自然堤防」とされる「丘陵地」につきましては隣接するメガソーラー事業者所有地であり、同事業者との取引関係は無く、メガソーラーの開発につきましても一切関わりは御座いません。（当所有地と隣地の大凡の境界線、及び「当該堤防とされている丘陵部分」の大凡の位置関係につきましては、「参考図1」をご参照ください。）

弊社が所有する「常総市若宮戸ソーラー発電所」事業用地は、購入時より形状が比較的低地の平らな状態であり、その購入後も土地の形質変更を行っておりません。（鬼怒川より、所有地ないし隣地の大凡の高さの位置関係につきましては、「参考図2」をご参照ください。）

尚、弊社所有の発電所は設置計画当初より工事着手までに、各種法令調査やかかる行政機関へのヒアリング調査等を重ね、設置工事を進めて参りましたので、弊社並びに同グループ会社では、法令違反は固より、各行政機関からの行政指導や行政処分等は一切御座いません。[旧丘陵部分に国土交通省、常総市が関係され設置されたとする「土嚢(どのう)設置」につきましても、当該行政機関より協議やヒアリングを受けた事実も御座いません。]

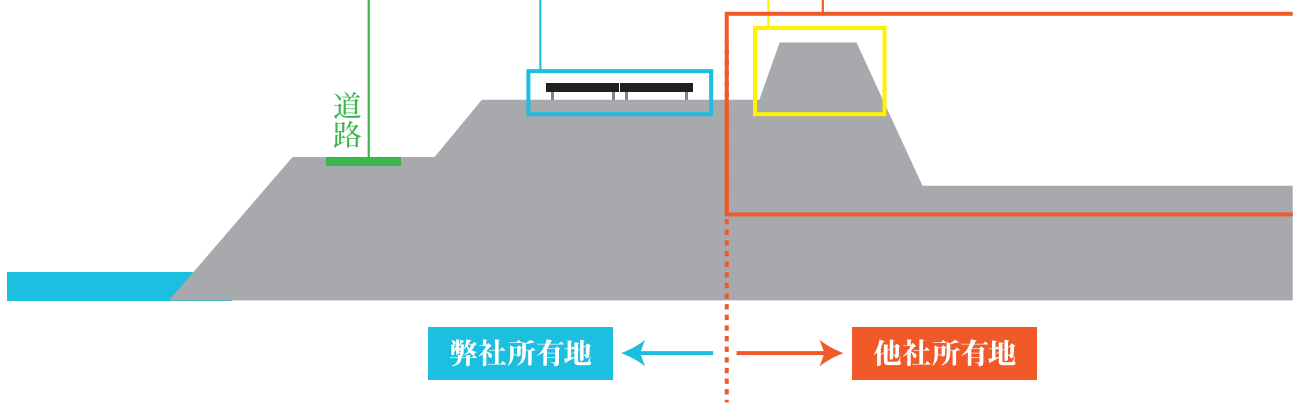
特にご質問の多い常総市議会より指摘を受けていないかとのお問い合わせに関するご回答につきましては、「市議会議事録」を拝見すると、「○道路課長(柴田 稔君) このソーラー事業に関しましては、建築物をつくるものでもないということですので、開発とかそういう届け出は市のほうになされておりました。そういうこともございまして、ちょっと把握はしてなかったんですが、土のう設置について何回か接触しております・(以下略)」と、事業者と「何回か接触」していることが確認出来ますが、これは弊社のことではなく、隣接するメガソーラー事業者のことであり、弊社は常総市とは一切の接触は御座いません。

以上、上記のとおりご報告申し上げます。

このたびの豪雨により被災された皆様に重ねてお見舞い申し上げますとともに、皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

2015年9月12日
ソーラーエネルギーインヴェストメント株式会社
代表取締役 岡村健史

参考図1



参考図2

※参考図1と参考図2は、あくまで弊社の調査により作成した補足資料であることにご留意ください。

鬼怒川氾濫の原因の一つとされる、 自然堤防を削った事実があるか否かについて

弊社並びに同グループ会社は、「自然堤防とされている丘陵部分」を削る行為については全く関与しておりません。

その行為は、当該丘陵部分の所有者が実行されたものであると考えております。(土地の形質変更は、その土地の所有者以外は実施することが出来ません。)

大型のメガソーラー発電所ないし 同事業用地の所有者との関係について

弊社並びに同グループ会社は、当該丘陵部分を含む陸地側の隣地の所有者(大型のメガソーラー発電所ないし同事業用地の所有者)とは全く関係がありません。

弊社所有のソーラー発電所は、昨年3月に設置され、同4月より稼働が開始されておりますが、その後、当該隣地の所有者が、自身の土地にソーラーシステムを設置している状況ですので、弊社では当該隣地の所有者のことは固より、その事業についても一切関知しておりません。

法令違反があるか否かについて

弊社所有のソーラー発電所の設置計画当初より同設置工事着手までに、各種法令調査やかかる行政機関へのヒアリング調査等を実施して進めて参りましたので法令違反はありません。

それゆえ、当然乍、各行政機関から弊社並びに同グループ会社へ行政指導や行政処分等があったこともありません。(国交省と常総市による「土嚢(どのお)の設置」につきましても、その協議をした事実もありません。尚、委細につきましては、河川管理者である国土交通省・関東地方整備局 河川部/電話:048(600)1419(災害対策室直通)か、常総市の都市建設部や道路管理課等へ確認をしていただきたく存じます。)